

東海耐久シリーズ 2019 第 4 戦 (スパ西浦モーターパーク) 特別規則書

発行 2019 年 9 月

第 1 条 総則

本特別規則書は、表題のイベントにおいて、競技規則書から増補・追加した規則であり、本ラウンド (第 4 戦、2019 年 9 月 22 日 (日)) 開催の際にのみ適用される規則である。年次に発表された競技規則に基づき競技は実施されるが、そこに記載のない部分で、本特別規則書に記載のある項目においては、それに従って実施されるものである。

第 2 条 給油作業細則 (競技規則に追加されるローカルルール)

(1) 燃料の保管方法について

各ピット裏 (ピット作業レーンではないパドック側) のピットの柱の脇又は、ピットの枠の裏に、ゼッケンを記載して (ステッカーやガムテープ等に記載して、貼り付ける等)、しっかりと封をして各チームで保管する事。ピットでは火気厳禁であり、喫煙については指定された喫煙所でのみ可能とする。またその予備燃料は、車検時に確認を受けること。

(2) 給油場所

給油作業は、いかなる時間・場合でもピット担当オフィシャルに申告し、競技規則に記載される方法で、各ピット前の作業レーン上 (コンクリート上エリア) にて給油を行う事。屋根のある箇所では行ってはならない。

(3) 給油作業の準備・片づけについて

ガソリン燃料の入った携行缶を開封し、ノズルを装着し、空気バルブを緩めるのは、給油直前とし、ガソリン燃料がこぼれないよう、細心の注意を払わなければならない。万が一こぼしてしまった場合には、速やかにオフィシャルに申告し、火災を防止する為の処理を行わねばならない。またその際、車両や機材、ピットに水や消火剤がかかる場合もあるが、それに対する補償や抗議は一切受け付けない。また、処理についてサーキット側より処理費用の請求をされた場合には、各チームはそれに応じて支払わねばならない。

(4) 給油要員について

給油に当たる要員は、「競技規則 P2 給油作業」に指定された服装で必ず作業に当たらねばならない。違反した場合は、周回数減算等のペナルティを課すものとする。給油要員の人数に制限はないが、必ず服装を遵守する事 (給油中に別の作業に当たる要員を含む)。また、作業 (給油以外の作業を、給油中に行う場合も含む) に当たらない要員はむやみに給油作業の際に車両に近づかない事。給油中に作業に当たる者は全員、給油要員としての服装を整えなければならない。